

3.3 環境の概況

3.3.1 大気質

調査対象区域における大気観測所（測定局）の測定状況は表 3-78 に、調査対象区域における大気観測所（測定局）の位置は図 3-44 に示すとおりである。

調査対象区域内には一般環境大気測定局 2 地点、自動車排出ガス測定所 3 地点、国土交通省測定局 4 地点、阪神高速道路株式会社測定所 2 地点の計 11 地点において大気質の測定が行われている。

なお、測定項目のうち、炭化水素は環境基準がないため、ここでは整理しない。

表 3-78 調査対象区域における大気観測所（測定局）の測定状況

区分	地点番号	測定地点	所在地	測定項目											
				二酸化硫黄	窒素酸化物		一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素		ダイオキシン類	有害大気汚染物質	
					一酸化窒素	二酸化窒素					非メタン	メタン			
SO ₂	NO	NO ₂	CO	O ₃	SPM	PM _{2.5}	NMHC	CH ₄							
一般環境大気測定所	A	市立立花北小学校	奥山町2丁目6-1(北部測定所)	○	○	○		○	○						
	B	国設尼崎	東灘波町4丁目9-12(中部測定所)	●	●	●	●	●	●	●	○	○			
	C	琴ノ浦高校	北城之内47-1(南部測定所)	●	●	●		●	●					●	●
自動車排出ガス測定所	D	浜田	大庄北5丁目2-1地先(国道2号)		●	●									
	E	武庫川	武庫川町1丁目28(国道43号)		●	●	●		●	●	○	○			●
	F	武庫荘総合高校	武庫之荘8丁目31-1(県道尼崎宝塚線)		○	○				○	○	○	○		
	G	砂田子ども広場	西塚口町7丁目17(県道米谷昆陽尼崎線)		○	○	○		○	○	○	○	○		
	H	上坂部西公園	東塚口町2丁目2(県道尼崎池田線)		○	○					○				
	I	園和小学校	東園田町4丁目79(市道尼崎豊中線)		○	○									
	J	国設尼崎自排	東本町4-47地先(国道43号)				●			●	○	○			
国土交通省測定局	K	東本町交差点局	東本町4丁目(国道43号)		●	●				●					
	L	西本町局	西本町5丁目(国道43号)		●	●				●					
	M	互合橋局	西本町3丁目(国道43号)		●	●				●					
	N	十間交差点局	東灘波町5丁目(国道2号)		●	●				●					
阪神高速道路(株)測定所	O	西本町	西本町3丁目46(阪神高速3号神戸線)		●	●									
	P	元浜公園	元浜町1丁目1(阪神高速3号神戸線)		●	●							○		

注 1) 地点番号は図 3-44 に対応する。

注 2) 着色した測定地点は調査対象区域内に位置しており、●で示す測定項目は次頁以降に整理する項目を示す。

注 3) 非メタン及びメタンは測定が実施されているが、炭化水素は環境基準がないため、整理していないことを示す。

注 4) 阪神高速道路株式会社が設置している西本町測定所においては浮遊粒子状物質の測定が実施されているが、出典に測定結果が記載されていないため、整理していない。

出典：「環境基本計画年次報告書—令和 6 年度版— [令和 5 年度現況報告]」（令和 7 年 3 月、尼崎市）



図 3-44 調査対象区域における大気観測所（測定局）の位置

(1) 二酸化硫黄

調査対象区域における二酸化硫黄測定結果は、表 3-79 に示すとおりである。

二酸化硫黄の1日平均値は両地点において、おおむね横ばい傾向で推移している。また、両地点において、全ての年度で環境基準を満足している。

表 3-79 調査対象区域における二酸化硫黄測定結果

地点番号	測定地点	年度	短期的評価	1時間値の最高値 (ppm)	1日平均値の最高値 (ppm)	長期的評価	1日平均値の2%除外値 (ppm)	1日平均値が2日以上連続して0.04ppmを超えたことの有無	(参考) 1日平均値 (ppm)
B	国設尼崎	令和元年度	○	0.016	0.006	○	0.004	無	0.001
		令和2年度	○	0.009	0.006	○	0.002	無	0.001
		令和3年度	○	0.007	0.003	○	0.002	無	0.001
		令和4年度	○	0.012	0.004	○	0.002	無	0.001
		令和5年度	○	0.008	0.003	○	0.002	無	0.001
C	琴ノ浦高校	令和元年度	○	0.014	0.006	○	0.004	無	0.001
		令和2年度	○	0.010	0.006	○	0.003	無	0.001
		令和3年度	○	0.007	0.003	○	0.002	無	0.001
		令和4年度	○	0.011	0.004	○	0.002	無	0.001
		令和5年度	○	0.011	0.004	○	0.002	無	0.001

注1) 表中の地点番号は図 3-44 と対応している。

注2) 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

注3) 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については短期的評価と長期的評価の2評価を行うこととなっている。

注4) 短期的評価における環境基準の達成：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

注5) 長期的評価における環境基準の達成：年間を通じて測定した平均値の高いほうから、2%の範囲にあるものを除外した値(2%除外値)が0.04ppm以下であり、かつ、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

注6) 1日平均値の2%除外値：1年間を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%範囲にある測定値を除外した後の最高値。二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質では環境基準の長期的評価の達成状況を評価する際の値として用いる。ただし、1日平均値の環境基準を超えた日が2日以上連続した場合には、このような評価にかかわらず非達成と評価する。

出典：「環境基本計画年次報告書—令和2年度版— [令和元年度現況報告]」(令和3年3月、尼崎市)

「環境基本計画年次報告書—令和3年度版— [令和2年度現況報告]」(令和4年3月、尼崎市)

「環境基本計画年次報告書—令和4年度版— [令和3年度現況報告]」(令和5年3月、尼崎市)

「環境基本計画年次報告書—令和5年度版— [令和4年度現況報告]」(令和6年3月、尼崎市)

「環境基本計画年次報告書—令和6年度版— [令和5年度現況報告]」(令和7年3月、尼崎市)

(2) 窒素酸化物

調査対象区域における一酸化窒素測定結果は表 3-80 に、調査対象区域における二酸化窒素測定結果は表 3-81 に示すとおりである。

一酸化窒素及び二酸化窒素の年平均値は、全ての地点において、おおむね横ばい傾向で推移している。また、全地点において、全ての年度で環境基準を満足している。

表 3-80 調査対象区域における一酸化窒素測定結果

地点番号	測定地点	年度	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)
B	国設 尼崎	令和元年度	8623	0.004	0.098	0.017
		令和2年度	8640	0.003	0.101	0.016
		令和3年度	7824	0.003	0.076	0.013
		令和4年度	8633	0.003	0.099	0.012
		令和5年度	8648	0.003	0.076	0.013
C	琴ノ浦 高校	令和元年度	8263	0.001	0.114	0.015
		令和2年度	8618	0.004	0.127	0.019
		令和3年度	8586	0.001	0.122	0.017
		令和4年度	8606	0.004	0.159	0.018
		令和5年度	6706	0.003	0.092	0.017
D	浜田	令和元年度	7165	0.006	0.139	0.023
		令和2年度	6392	0.006	0.123	0.022
		令和3年度	8618	0.005	0.121	0.015
		令和4年度	8624	0.005	0.131	0.016
		令和5年度	8616	0.005	0.113	0.017
E	武庫川	令和元年度	8582	0.015	0.232	0.049
		令和2年度	8579	0.015	0.191	0.044
		令和3年度	7338	0.013	0.148	0.041
		令和4年度	8618	0.009	0.137	0.028
		令和5年度	8642	0.009	0.136	0.024
K	交差点 東本町 局	令和元年度	8579	0.046	0.358	0.116
		令和2年度	8564	0.036	0.297	0.094
		令和3年度	8561	0.036	0.276	0.088
		令和4年度	8531	0.031	0.281	0.084
		令和5年度	8587	0.031	0.288	0.075
L	西本町 局	令和元年度	8586	0.012	0.162	0.039
		令和2年度	8531	0.011	0.192	0.036
		令和3年度	8556	0.008	0.217	0.027
		令和4年度	8566	0.008	0.176	0.029
		令和5年度	8588	0.008	0.107	0.027
M	五合橋 局	令和元年度	8587	0.019	0.206	0.073
		令和2年度	8564	0.016	0.208	0.053
		令和3年度	8565	0.014	0.182	0.044
		令和4年度	8571	0.014	0.172	0.044
		令和5年度	8528	0.012	0.164	0.039
N	交差点 十間 局	令和元年度	8456	0.014	0.172	0.050
		令和2年度	8565	0.012	0.194	0.044
		令和3年度	8393	0.011	0.185	0.038
		令和4年度	8565	0.011	0.164	0.036
		令和5年度	8585	0.010	0.156	0.033
O	西本町	令和元年度	8637	0.012	0.176	0.047
		令和2年度	8326	0.010	0.195	0.034
		令和3年度	8614	0.009	0.149	0.030
		令和4年度	8627	0.009	0.155	0.033
		令和5年度	8615	0.008	0.137	0.032
P	元浜公 園	令和元年度	8145	0.020	0.177	0.064
		令和2年度	8623	0.011	0.135	0.038
		令和3年度	8617	0.010	0.154	0.032
		令和4年度	8620	0.010	0.156	0.034
		令和5年度	8642	0.009	0.150	0.029

注) 表中の地点番号は図 3-44 と対応している。

山典：「尼崎市環境監視センター報 (令和元年度)」(令和3年3月、尼崎市経済環境局)
「尼崎市環境監視センター報 (令和2年度)」(令和4年3月、尼崎市経済環境局)
「尼崎市環境監視センター報 (令和3年度)」(令和5年3月、尼崎市経済環境局)
「尼崎市環境監視センター報 (令和4年度)」(令和6年4月、尼崎市経済環境局)
「尼崎市環境監視センター報 (令和5年度)」(令和7年3月、尼崎市経済環境局)

表 3-81 調査対象区域における二酸化窒素測定結果

地点番号	測定地点	年度	評価	1日平均値の 年間98%値 (ppm)	(参考) 1年平均値 (ppm)
B	国設 尼崎	令和元年度	○	0.032	0.014
		令和2年度	○	0.032	0.014
		令和3年度	○	0.031	0.013
		令和4年度	○	0.032	0.013
		令和5年度	○	0.031	0.012
C	琴ノ浦 高校	令和元年度	○	0.032	0.015
		令和2年度	○	0.038	0.015
		令和3年度	○	0.040	0.017
		令和4年度	○	0.043	0.017
		令和5年度	○	0.040	0.017
D	浜田	令和元年度	○	0.033	0.014
		令和2年度	○	0.035	0.015
		令和3年度	○	0.031	0.014
		令和4年度	○	0.031	0.013
		令和5年度	○	0.031	0.013
E	武庫川	令和元年度	○	0.052	0.025
		令和2年度	○	0.051	0.025
		令和3年度	○	0.048	0.023
		令和4年度	○	0.038	0.017
		令和5年度	○	0.037	0.017
K	交差点 東本町 局	令和元年度	○	0.049	0.028
		令和2年度	○	0.048	0.025
		令和3年度	○	0.048	0.026
		令和4年度	○	0.043	0.024
		令和5年度	○	0.041	0.023
L	西本町 局	令和元年度	○	0.040	0.019
		令和2年度	○	0.038	0.019
		令和3年度	○	0.037	0.018
		令和4年度	○	0.037	0.017
		令和5年度	○	0.036	0.016
M	五合橋 局	令和元年度	○	0.044	0.025
		令和2年度	○	0.042	0.023
		令和3年度	○	0.039	0.022
		令和4年度	○	0.039	0.021
		令和5年度	○	0.037	0.020
N	交差点 十間 局	令和元年度	○	0.039	0.021
		令和2年度	○	0.039	0.020
		令和3年度	○	0.056	0.019
		令和4年度	○	0.036	0.018
		令和5年度	○	0.035	0.017
O	西本町	令和元年度	○	0.045	0.020
		令和2年度	○	0.041	0.020
		令和3年度	○	0.039	0.019
		令和4年度	○	0.040	0.018
		令和5年度	○	0.039	0.017
P	元浜公 園	令和元年度	○	0.035	0.022
		令和2年度	○	0.042	0.023
		令和3年度	○	0.038	0.022
		令和4年度	○	0.041	0.021
		令和5年度	○	0.039	0.021

注 1) 表中の地点番号は図 3-41 と対応している。

注 2) 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

注 3) 環境基準の達成：年間を通して測定した全ての日平均を低い方から数えて 98%目に該当する値（98%値）が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

注 4) 1日平均値の年間 98%値：1年間の測定を通じて得られた 1日平均値のうち、低い方から数えて 98%日に該当する値。二酸化窒素の環境基準の達成状況を評価する際の値として用いる。

出典：「環境基本計画年次報告書－令和 2 年度版－ [令和元年度現況報告]」（令和 3 年 3 月、尼崎市）
 「環境基本計画年次報告書－令和 3 年度版－ [令和 2 年度現況報告]」（令和 4 年 3 月、尼崎市）
 「環境基本計画年次報告書－令和 4 年度版－ [令和 3 年度現況報告]」（令和 5 年 3 月、尼崎市）
 「環境基本計画年次報告書－令和 5 年度版－ [令和 4 年度現況報告]」（令和 6 年 3 月、尼崎市）
 「環境基本計画年次報告書－令和 6 年度版－ [令和 5 年度現況報告]」（令和 7 年 3 月、尼崎市）

(3) 一酸化炭素

調査対象区域における一酸化炭素測定結果は、表 3-82 に示すとおりである。

一酸化炭素の年平均値は、全ての地点において、おおむね横ばい傾向で推移している。また、全地点において、全ての年度で環境基準を満足している。

表 3-82 調査対象区域における一酸化炭素測定結果

地点番号	測定地点	年度	短期的評価	1時間値の最高値 (ppm)	1日平均値の最高値 (ppm)	長期的評価	1日平均値の2%除外値 (ppm)	1日平均値が2日以上連続して10ppmを超えたことの有無	(参考) 1年平均値 (ppm)
B	国設 尼崎	令和元年度	○	1.7	0.7	○	0.5	無	0.3
		令和2年度	○	2.1	0.7	○	0.5	無	0.3
		令和3年度	○	1	0.6	○	0.5	無	0.3
		令和4年度	○	1.1	0.6	○	0.5	無	0.2
		令和5年度	○	1.2	0.5	○	0.5	無	0.2
E	武庫川	令和元年度	○	3.4	0.7	○	0.5	無	0.3
		令和2年度	○	1.6	0.8	○	0.5	無	0.3
		令和3年度	○	1.2	0.6	○	0.5	無	0.3
		令和4年度	○	1.8	0.6	○	0.5	無	0.3
		令和5年度	○	1.5	0.6	○	0.5	無	0.3
J	国設 白排 尼崎	令和元年度	○	2.3	0.9	○	0.8	無	0.4
		令和2年度	○	2.4	0.9	○	0.7	無	0.4
		令和3年度	○	1.4	0.7	○	0.6	無	0.4
		令和4年度	○	1.5	0.8	○	0.6	無	0.4
		令和5年度	○	1.6	0.7	○	0.6	無	0.4

注1) 表中の地点番号は図 3-44 と対応している。

注2) 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

注3) 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については短期的評価と長期的評価の2評価を行うこととなっている。

注4) 短期的評価における環境基準の達成：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

注5) 長期的評価における環境基準の達成：1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

注6) 1日平均値の2%除外値：1年間を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%範囲にある測定値を除外した後の最高値。二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質では環境基準の長期的評価の達成状況の評価する際の値として用いる。ただし、1日平均値の環境基準を超えた日が2日以上連続した場合には、このような評価にかかわらず非達成と評価する。

出典：「環境基本計画年次報告書 令和2年度版 [令和元年度現況報告]」(令和3年3月、尼崎市)

「環境基本計画年次報告書 令和3年度版 [令和2年度現況報告]」(令和4年3月、尼崎市)

「環境基本計画年次報告書 令和4年度版 [令和3年度現況報告]」(令和5年3月、尼崎市)

「環境基本計画年次報告書 令和5年度版 [令和4年度現況報告]」(令和6年3月、尼崎市)

「環境基本計画年次報告書 令和6年度版 [令和5年度現況報告]」(令和7年3月、尼崎市)

(4) 光化学オキシダント

調査対象区域における光化学オキシダント測定結果は、表 3-83 に示すとおりである。

監視期間の平均値は両地点において、おおむね横ばい傾向で推移している。また、両地点において、全ての年度で環境基準を満足していない。

表 3-83 調査対象区域における光化学オキシダント測定結果

地点番号	測定地点	年度	短期的評価	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	(参考) 昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数 (日)	(参考) 昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 時間数 (時間)	(参考) 監視期間の 平均値 (ppm)
B	国設 尼崎	令和元年度	×	0.125	76	322	0.037
		令和2年度	×	0.106	54	208	0.035
		令和3年度	×	0.082	22	62	0.031
		令和4年度	×	0.082	22	62	0.031
		令和5年度	×	0.102	55	215	0.035
C	琴ノ 浦高校	令和元年度	×	0.123	69	300	0.036
		令和2年度	×	0.115	55	215	0.035
		令和3年度	×	0.106	62	259	0.035
		令和4年度	×	0.102	59	301	0.036
		令和5年度	×	0.115	50	192	0.034

注1) 表中の地点番号は図 3-44 と対応している。

注2) 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

注2) 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶしで示す。

注3) 環境基準の達成：昼間（5～20時）の時間帯において、1時間値が全て0.06ppm以下であること。

注4) 光化学オキシダントの監視機関は毎年4月20日（土曜日の場合は翌々日、日曜日の場合は翌日）から10月19日（土曜日の場合は前日、日曜日の場合は前々日）まで、昼間は5時から20時までの時間帯をいう。

出典：「環境基本計画年次報告書－令和2年度版－〔令和元年度現況報告〕」（令和3年3月、尼崎市）

「環境基本計画年次報告書－令和3年度版－〔令和2年度現況報告〕」（令和4年3月、尼崎市）

「環境基本計画年次報告書－令和4年度版－〔令和3年度現況報告〕」（令和5年3月、尼崎市）

「環境基本計画年次報告書－令和5年度版－〔令和4年度現況報告〕」（令和6年3月、尼崎市）

「環境基本計画年次報告書－令和6年度版－〔令和5年度現況報告〕」（令和7年3月、尼崎市）

(5) 浮遊粒子状物質

調査対象区域における浮遊粒子状物質測定結果は、表 3-84 に示すとおりである。

浮遊粒子状物質の1日平均値は、全ての地点において、おおむね減少又は横ばい傾向で推移している。また、全地点において、全ての年度で環境基準を満足している。

表 3-84 調査対象区域における浮遊粒子状物質測定結果

地点番号	測定地点	年度	短期的評価	1時間値の最高値 (ppm)	1日平均値の最高値 (ppm)	長期的評価	1日平均値の2%除外値 (ppm)	1日平均値が2日以上連続して0.10mg/m ³ を超えたことの有無	(参考) 1日平均値 (ppm)
B	国設尼崎	令和元年度	○	0.097	0.048	○	0.037	無	0.016
		令和2年度	○	0.081	0.058	○	0.031	無	0.014
		令和3年度	○	0.062	0.030	○	0.024	無	0.015
		令和4年度	○	0.069	0.037	○	0.025	無	0.013
		令和5年度	○	0.072	0.041	○	0.028	無	0.013
C	琴ノ浦高校	令和元年度	○	0.094	0.056	○	0.040	無	0.017
		令和2年度	○	0.100	0.085	○	0.040	無	0.016
		令和3年度	○	0.067	0.038	○	0.029	無	0.015
		令和4年度	○	0.080	0.061	○	0.030	無	0.014
		令和5年度	○	0.098	0.061	○	0.037	無	0.015
E	武庫川	令和元年度	○	0.073	0.049	○	0.039	無	0.016
		令和2年度	○	0.106	0.072	○	0.039	無	0.016
		令和3年度	○	0.090	0.036	○	0.031	無	0.014
		令和4年度	○	0.075	0.056	○	0.031	無	0.014
		令和5年度	○	0.093	0.059	○	0.035	無	0.014
K	交差点局 東本町	令和元年度	○	0.102	0.049	○	0.037	無	0.015
		令和2年度	○	0.086	0.067	○	0.037	無	0.016
		令和3年度	○	0.070	0.036	○	0.030	無	0.013
		令和4年度	○	0.085	0.066	○	0.029	無	0.013
		令和5年度	○	0.110	0.069	○	0.036	無	0.015
L	西本町局	令和元年度	○	0.088	0.054	○	0.036	無	0.017
		令和2年度	○	0.116	0.061	○	0.041	無	0.018
		令和3年度	○	0.061	0.036	○	0.029	無	0.013
		令和4年度	○	0.059	0.034	○	0.027	無	0.013
		令和5年度	○	0.060	0.038	○	0.030	無	0.012
M	五合橋局	令和元年度	○	0.078	0.047	○	0.034	無	0.014
		令和2年度	○	0.089	0.065	○	0.037	無	0.014
		令和3年度	○	0.064	0.056	○	0.028	無	0.012
		令和4年度	○	0.095	0.037	○	0.029	無	0.013
		令和5年度	○	0.064	0.039	○	0.031	無	0.013
N	交差点局 十間	令和元年度	○	0.079	0.044	○	0.036	無	0.016
		令和2年度	○	0.115	0.067	○	0.039	無	0.016
		令和3年度	○	0.083	0.040	○	0.031	無	0.014
		令和4年度	○	0.168	0.039	○	0.030	無	0.015
		令和5年度	○	0.084	0.037	○	0.032	無	0.014

- 注1) 表中の地点番号は図 3-44 と対応している。
- 注2) 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。
- 注3) 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については短期的評価と長期的評価の2評価を行うこととなっている。
- 注4) 短期的評価における環境基準の達成：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。
- 注5) 長期的評価における環境基準の達成：日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。
- 注6) 1日平均値の2%除外値：1年間を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%範囲にある測定値を除外した後の最高値。二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質では環境基準の長期的評価の達成状況を評価する際の値として用いる。ただし、1日平均値の環境基準を超えた日が2日以上連続した場合には、このような評価にかかわらず非達成と評価する。
- 出典：「環境基本計画年次報告書—令和2年度版— [令和元年度現況報告]」（令和3年3月、尼崎市）
「環境基本計画年次報告書—令和3年度版— [令和2年度現況報告]」（令和4年3月、尼崎市）
「環境基本計画年次報告書—令和4年度版— [令和3年度現況報告]」（令和5年3月、尼崎市）
「環境基本計画年次報告書—令和5年度版— [令和4年度現況報告]」（令和6年3月、尼崎市）
「環境基本計画年次報告書—令和6年度版— [令和5年度現況報告]」（令和7年3月、尼崎市）

(6) 微小粒子状物質

調査対象区域における微小粒子状物質測定結果は、表 3-85 に示すとおりである。

微小粒子状物質の年平均値は、全ての地点において、おおむね減少傾向で推移している。また、全地点において、全ての年度で環境基準を満足している。

表 3-85 調査対象区域における微小粒子状物質測定結果

地点番号	測定地点	年度	評価	1日平均値の 年間98パーセ ンタイル値 (短期基準) ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1年平均値 (長期基準) ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
B	国設 尼崎	令和元年度	○ (-)	26.2 (-)	11.6 (-)
		令和2年度	○ (-)	28.7 (-)	11.1 (-)
		令和3年度	○ (-)	22.4 (-)	10.1 (-)
		令和4年度	○ (-)	22.3 (-)	10.8 (-)
		令和5年度	○ (-)	23.0 (-)	10.3 (-)
E	武庫 川	令和元年度	○ (-)	24.4 (-)	10.7 (-)
		令和2年度	○ (-)	26.2 (-)	10.3 (-)
		令和3年度	○ (-)	21.5 (-)	9.2 (-)
		令和4年度	○ (-)	20.7 (-)	9.5 (-)
		令和5年度	○ (-)	22.9 (-)	9.6 (-)
J	国設 尼崎 白排	令和元年度	○ (-)	29.0 (-)	12.9 (-)
		令和2年度	○ (-)	28.8 (-)	12.5 (-)
		令和3年度	○ (-)	22.7 (-)	10.9 (-)
		令和4年度	○ (-)	22.0 (-)	11.1 (-)
		令和5年度	○ (-)	23.4 (-)	11.0 (-)

注 1) 表中の地点番号は図 3-44 と対応している。

注 2) 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

なお、短期基準・長期基準の両方について基準値内であった場合を「達成」とする。

注 3) 環境基準の達成：年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値の 98% 値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

注 4) () は黄砂の影響を除いた場合の結果を示すが、環境基準を達成している場合は算出、評価していない。
(-) として示す。

注 5) 1日平均値の年間 98 パーセンタイル値とは、1年間を通じて得られた 1日平均値のうち低い方から数えて 98% 目に該当する値。微小粒子状物質では短期基準の達成状況を評価する際の値として用いる。

出典：「環境基本計画年次報告書—令和 2 年度版— [令和元年度現況報告]」(令和 3 年 3 月、尼崎市)

「環境基本計画年次報告書—令和 3 年度版— [令和 2 年度現況報告]」(令和 4 年 3 月、尼崎市)

「環境基本計画年次報告書—令和 4 年度版— [令和 3 年度現況報告]」(令和 5 年 3 月、尼崎市)

「環境基本計画年次報告書—令和 5 年度版— [令和 4 年度現況報告]」(令和 6 年 3 月、尼崎市)

「環境基本計画年次報告書—令和 6 年度版— [令和 5 年度現況報告]」(令和 7 年 3 月、尼崎市)

(7) ダイオキシン

調査対象区域におけるダイオキシン測定結果は、表 3-86 に示すとおりである。

ダイオキシンの年平均値は、0.011～0.019pg-TEQ/m³ の間で推移している。また、全ての年度で環境基準を満足している。

表 3-86 調査対象区域におけるダイオキシン測定結果

地点番号	測定地点	年度	評価	大気 (pg-TEQ/m ³)
C	琴ノ浦高校	令和元年度	○	0.019
		令和2年度	○	0.015
		令和3年度	○	0.014
		令和4年度	○	0.011
		令和5年度	○	0.013

注) 表中の地点番号は図 3-44 と対応している。

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和元年度）」（令和3年3月、尼崎市経済環境局）

「尼崎市環境監視センター報（令和2年度）」（令和4年3月、尼崎市経済環境局）

「尼崎市環境監視センター報（令和3年度）」（令和5年3月、尼崎市経済環境局）

「尼崎市環境監視センター報（令和4年度）」（令和6年4月、尼崎市経済環境局）

「尼崎市環境監視センター報（令和5年度）」（令和7年3月、尼崎市経済環境局）

(8) 有害大気汚染物質

調査対象区域における有害大気汚染物質測定結果は、表 3-87 に示すとおりである。

環境基準が設定されている項目についてみると、両地点において、全ての年度で環境基準を満足している。

表 3-87 調査対象区域における有害大気汚染物質測定結果

区分	項目	単位	上段：地点番号、中段：測定地点									
			C					E				
			琴ノ浦高校					武庫川				
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
揮発性 有機化合物	アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.028	0.025	0.021	0.008	0.030	—	—	—	—	
	クロロエチレン		0.017	0.018	0.018	0.007	0.014	—	—	—	—	
	クロロホルム		0.39	0.49	0.4	0.37	0.26	—	—	—	—	
	1,2-ジクロロエタン		0.16	0.14	0.15	0.16	0.18	—	—	—	—	
	ジクロロメタン		1.7	2.2	2.2	2.2	2.1	1	2	2.3	1.6	
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	テトラクロロエチレン		0.23	0.20	0.29	0.22	0.22	0.12	0.25	0.13	0.19	
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	トリクロロエチレン		0.96	1.50	1.40	1.60	1.40	0.23	0.58	0.36	0.50	
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	1,3-ブタジエン		0.051	0.069	0.048	0.048	0.058	0.075	0.11	0.083	0.066	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
ベンゼン	0.69	0.96	0.85	0.83	0.85	0.72	1.10	0.93	0.82			
	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
塩化メチル	1.5	1.4	1.5	1.6	1.5	—	—	—	—			
	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
トルエン	8.6	9.8	7.5	7.9	6.0	5.0	12.0	6.1	5.5			
	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
アルデヒド 類	アセトアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.3	2.6	2.0	2.2	2.7	2.1	2.5	1.6	1.4	
	ホルムアルデヒド		3.1	2.9	2.3	2.9	2.7	2.7	3	1.7	2	
金属類	ニッケル化合物	ng/m^3	11	7.5	6.3	5.1	6.0	—	—	—	—	
	バリウム及びその化合物		0.030	0.028	0.011	0.019	0.023	—	—	—	—	
	マンガン及びその化合物		68	52	37	34	30	—	—	—	—	
	クロム及びその化合物		11	12	9.4	8.7	9.3	—	—	—	—	
	ヒ素及びその化合物		1.1	1.5	0.65	0.73	0.73	—	—	—	—	
	水銀及びその化合物		1.9	1.7	1.7	2.3	2.0	—	—	—	—	
多環芳香族 炭化水素	ベンゾ[a]ピレン	ng/m^3	0.064	0.14	0.083	0.052	0.058	0.062	0.17	0.1		
その他	酸化エチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.045	0.13	0.079	0.063	0.046	—	—	—		

注1) 表中の地点番号は図 3-44 と対応している。

注2) 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

注3) “—”は該当数字なしを示す。

注4) 表中の数字は、年平均値(算術平均値)を示す。定量下限値未満で検出下限値以上のデータはその値を、検出下限値未満のデータは検出下限値に 1/2 を乗じて得られた値を用いて年平均値を算出した。

出典：「尼崎市環境監視センター報 (令和元年度)」(令和3年3月、尼崎市経済環境局)

「尼崎市環境監視センター報 (令和2年度)」(令和4年3月、尼崎市経済環境局)

「尼崎市環境監視センター報 (令和3年度)」(令和5年3月、尼崎市経済環境局)

「尼崎市環境監視センター報 (令和4年度)」(令和6年4月、尼崎市経済環境局)

「尼崎市環境監視センター報 (令和5年度)」(令和7年3月、尼崎市経済環境局)

3.3.2 騒音

(1) 調査概要

調査対象区域における自動車騒音調査概要は表 3-88 に、調査対象区域における自動車騒音調査地点位置は図 3-45 に示すとおりである。

調査対象区域及びその周辺地域では、6 地点で騒音の現地調査が実施されている。

表 3-88 調査対象区域における自動車騒音調査概要

項目	内容
調査機関	兵庫県阪神南県民センター 尼崎港管理事務所
調査地点	No.1：県道甲子園尼崎線 兵庫県尼崎市元浜町5丁目66-2 No.2：県道尼崎港崇徳院線 兵庫県尼崎市元浜町2丁目15 No.3：市道道意線 兵庫県尼崎市道意町6丁目 No.4：県道甲子園尼崎線 兵庫県尼崎市西向島町96 No.5：主要地方道尼崎港線 兵庫県尼崎市中在家町2丁目 No.6：市道道意線 兵庫県尼崎市末広町1丁目
調査期間	【平日】令和3年11月9日（火）10時～10日（水）9時
調査項目	騒音レベル
調査方法	JIS Z 8731 に定める方法

出典：「尼崎西宮芦屋港湾計画資料（その2）一改訂一」（令和6年11月、尼崎西宮芦屋港湾管理者 兵庫県）



図 3-45 調査対象区域における自動車騒音調査地点位置

(2) 調査結果

調査対象区域における自動車騒音調査結果は、表 3-89 に示すとおりである。

等価騒音レベルは、地点 No. 3 の昼間及び夜間において環境基準を超過したが、要請限度は全ての地点において満足している。

表 3-89 調査対象区域における自動車騒音調査結果

地区	調査地点	路線名	地域類型	区域区分	昼夜区分	等価騒音レベル (dB)	環境基準		要請限度	
						平日	基準値	基準適否	基準値	基準適否
尼崎市	No. 1	県道甲子園尼崎線 (兵庫県尼崎市元浜町5丁目66-2)	B (b)	第1種住居	昼間	70	70	○	75	○
					夜間	63	65	○	70	○
	No. 2	県道尼崎港崇徳院線 (兵庫県尼崎市元浜町2丁目15)	B (b)	工業	昼間	67	70	○	75	○
					夜間	62	65	○	70	○
	No. 3	市道道意線 (兵庫県尼崎市道意町6丁目)	B (b)	第1種住居	昼間	67	65	×	75	○
					夜間	63	60	×	70	○
	No. 4	県道甲子園尼崎線 (兵庫県尼崎市西向島町96)	-	工業専用	昼間	72	-	-	-	-
					夜間	68	-	-	-	-
	No. 5	主要地方道尼崎港線 (兵庫県尼崎市中在家町2丁目)	C (c)	準工業	昼間	70	70	○	75	○
					夜間	65	65	○	70	○
	No. 6	市道道意線 (兵庫県尼崎市末広町1)	-	工業専用	昼間	68	-	-	-	-
					夜間	62	-	-	-	-

(備考)

1. 昼夜の時間区分：昼間6時～22時、夜間22時～翌日6時
2. 環境基準基準値は、騒音に係る環境基準のうち、地点No.1、地点No.2及びNo.5は「幹線交通を担う道路に近接する空間」とした(表3-40参照)。また、要請限度基準値は、騒音規制法に基づく自動車騒音の限度(要請限度)のうち、地点No.1、地点No.2及びNo.3は「b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域」、地点No.5は「c区域のうち車線を有する道路に面する区域」とした(表3-44参照)。
3. 環境基準及び要請限度の基準適否についての○は基準値以下、×は基準値超過を示す。
4. 「-」は、地域類型、環境基準及び要請限度が指定されていないことを示す。

山典：「尼崎西宮芦屋港港湾計画資料(その2)一改訂一」(令和6年11月、尼崎西宮芦屋港港湾管理者 兵庫県)

3.3.3 振動

(1) 調査概要

調査対象区域における道路交通振動調査概要は表 3-90 に、調査対象区域における道路交通振動調査地点位置は図 3-46 に示すとおりである。

調査対象区域では、6 地点で振動の現地調査が実施されている。

表 3-90 調査対象区域における道路交通振動調査概要

項目	内容
調査機関	兵庫県阪神南県民センター 尼崎港管理事務所
調査地点	No. 1 : 県道甲子園尼崎線 兵庫県尼崎市元浜町5丁目66-2 No. 2 : 県道尼崎港崇徳院線 兵庫県尼崎市元浜町2丁目15 No. 3 : 市道道意線 兵庫県尼崎市道意町6丁目 No. 4 : 県道甲子園尼崎線 兵庫県尼崎市西向島町96 No. 5 : 主要地方道尼崎港線 兵庫県尼崎市中在家町2丁目 No. 6 : 市道道意線 兵庫県尼崎市末広町1丁目
調査期間	【平日】令和3年11月9日（火）10時～10日（水）9時
調査項目	振動レベル
調査方法	JIS Z 8735 に定める方法

出典：「尼崎西宮芦屋港港湾計画資料（その2）一改訂一」（令和6年11月、尼崎西宮芦屋港港湾管理者 兵庫県）



図 3-46 調査対象区域における道路交通振動調査地点位置

(2) 調査結果

調査対象区域における道路交通振動調査の結果は、表 3-91 に示すとおりである。

振動レベルは、全ての地点において昼間、夜間ともに要請限度を満足している。

表 3-91 調査対象区域における道路交通振動調査結果

地区	調査地点	路線名	地域類型	区域区分	昼夜区分	振動レベル上端値 (dB)	要請限度	
						平日	基準値	基準適合
尼崎市	No. 1	県道甲子園尼崎線 (兵庫県尼崎市元浜町5丁目66-2)	第1種	第1種住居	昼間	41	65	○
					夜間	39	60	○
	No. 2	県道尼崎港崇徳院線 (兵庫県尼崎市元浜町2丁目15)	第2種	工業	昼間	46	70	○
					夜間	42	65	○
	No. 3	市道道意線 (兵庫県尼崎市道意町6丁目)	第1種	第1種住居	昼間	46	65	○
					夜間	42	60	○
No. 4	県道甲子園尼崎線 (兵庫県尼崎市西向島町96)	-	工業専用	昼間	48	-	-	
				夜間	45	-	-	
No. 5	主要地方道尼崎港線 (兵庫県尼崎市中在家町2丁目)	第2種	準工業	昼間	45	70	○	
				夜間	41	65	○	
No. 6	市道道意線 (兵庫県尼崎市末広町1丁目)	-	工業専用	昼間	34	-	-	
				夜間	29	-	-	

(備考)

1. 昼夜の時間区分：昼間8時～19時、夜間19時～翌日8時
2. 振動レベルは、時間区分の80%レンジの上端値(L10)の平均値である。
3. 要請限度の基準適合の○は基準値以下、×は基準値超過を示す。
4. 「-」は、地域類型、環境基準及び要請限度が指定されていないことを示す。

出典：「尼崎西宮芦屋港湾計画資料（その2）一改訂一」（令和6年11月、尼崎西宮芦屋港湾管理者 兵庫県）

3.3.4 低周波音

調査対象区域では、低周波音に係る調査は実施されていない。

3.3.5 悪臭

調査対象区域では、悪臭に係る調査は実施されていない。

3.3.6 その他

尼崎市における苦情・公害件数の推移は図 3-47 に示すとおりである。

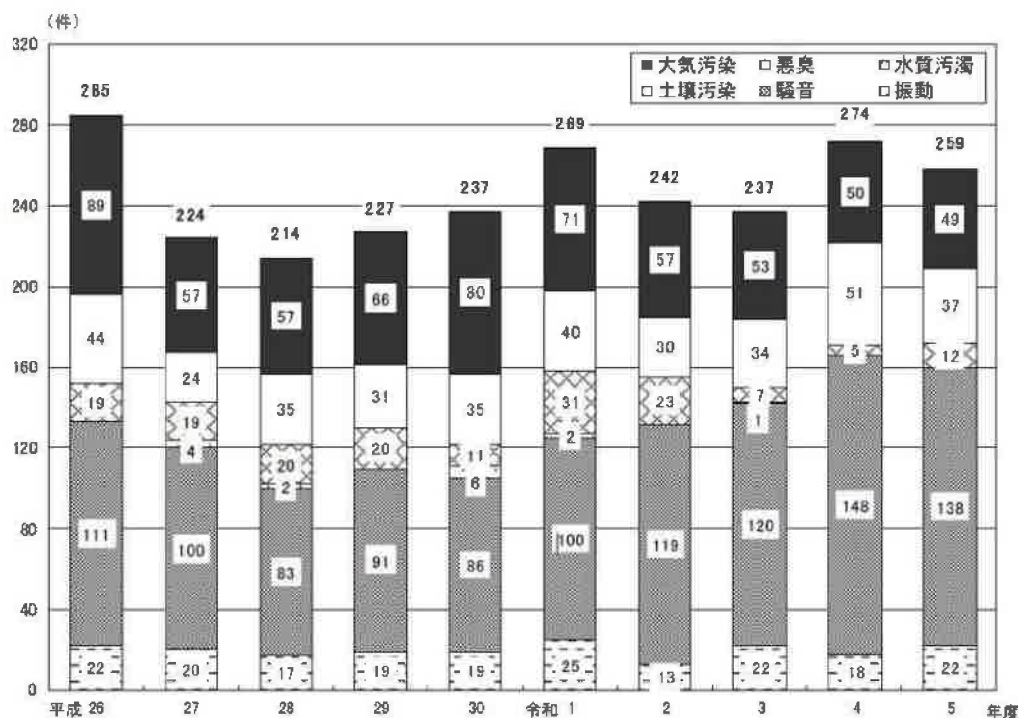
令和 5 年度における尼崎市の悪臭に係る苦情・公害件数は、37 件である。

【その他の苦情】

令和 5 年度の公害に関する苦情は、259 件で、前年度と比較して 5%（15 件）減少した。

公害の種類別にみると、騒音に関する苦情が全体の 53%（138 件）と最も多く、次いで大気汚染が 19%（49 件）であった。

被害の種類別にみると、「感覚的・心理的」が 95%（245 件）と最も多く、被害の発生地域別にみると、住居地域が 61%（158 件）と最も多い。また、発生源の主な産業では、建築業が 49%（128 件）で最も多くなっている。



出典：「環境基本計両年次報告書－令和 6 年度版－〔令和 5 年度現況報告〕」（令和 7 年 3 月、尼崎市）

図 3-47 尼崎市における苦情・相談件数の推移

3.3.7 水質

(1) 調査概要

調査対象区域における水質調査地点及び調査区分は表 3-92 に、調査対象区域における水質測定地点の位置は図 3-48 に示すとおりである。

調査対象区域では、海域 3 地点で現地調査が実施されている。

表 3-92 調査対象区域における水質調査地点及び調査区分

流域名	水域名	調査地点	調査区分			
			通年調査 (12回/年)	一般調査 (6回/年)	通日調査 (13回/日)	調査回数 (計) (回)
大阪湾	大阪湾	開門	○	表層を採取		12
		尼崎港中央	○	表層及び中層を採取		12
		尼崎港沖	○			12

出典：「令和 5 年度第 4 章水質調査結果報告書《水質測定計画に基づく公共用水域（河川・海域）及び地下水調査結果》第 54 報」
（令和 7 年 3 月、尼崎市経済環境局）



図 3-48 調査対象区域における水質測定地点の位置

(2) 調査結果

調査対象区域における水質測定結果は、表 3-93～表 3-95 に示すとおりである。

人の健康の保護に関する環境基準、水生生物の保全に係る環境基準は全項目を満足しているものの、生活環境の保全に関する環境基準については水素イオン濃度は全ての地点で、全窒素は閘門で、全燐は尼崎港沖と尼崎港中央で環境基準不適合となっている。

表 3-93 調査対象区域における水質測定結果（人の健康の保護に関する環境基準：令和5年度）

項目	測定地点 環境基準	海域		
		大阪湾		
		尼崎港沖	尼崎港中央	閘門
カドミウム	0.003 mg/L	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
全シアン	検出されないこと。	ND	ND	ND
鉛	0.01 mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001
六価クロム	0.02 mg/L	< 0.01	< 0.01	< 0.01
砒素	0.01 mg/L	0.001	0.001	0.001
総水銀	0.0005 mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
アルキル水銀	検出されないこと。	ND	ND	ND
PCB	検出されないこと。	ND	ND	ND
ジクロロメタン	0.02 mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002
四塩化炭素	0.002 mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L	< 0.01	< 0.01	< 0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L	< 0.004	< 0.004	< 0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
トリクロロエチレン	0.01 mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
チウラム	0.006 mg/L	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
シマジン	0.003 mg/L	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
チオベンカルブ	0.02 mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002
ベンゼン	0.01 mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001
セレン	0.01 mg/L	< 0.001	< 0.001	0.003
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L	0.32	0.24	0.93
ふっ素	0.8 mg/L	—	—	—
ほう素	1 mg/L	—	—	—
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L	< 0.005	< 0.005	< 0.005

注1) 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし（■）で示す。

注2) —は測定していないことを示す。

注3) <は1年間を通じて得られた全ての値が報告値下限値未満を示す。NDは検出限界以下を示す。

注4) 環境基準及び測定結果は年間平均値であり、年間測定回数は測定項目により異なる。

注5) 水質汚濁に係る環境基準について 別表1 人の健康の保護に関する環境基準

<http://www.env.go.jp/ki jun/mizu.html>

出典：「環境基本計画年次報告書—令和6年度版— [令和5年度現況報告]」（令和7年3月、尼崎市）

表 3-94 調査対象区域における水質測定結果（生活環境の保全に関する環境基準：令和5年度）

項目	測定地点	海域		
		大阪湾		
		大阪湾		
		尼崎港沖	尼崎港中央	閘門
環境基準の水域類型		C	C	C
水素イオン濃度 (pH)	評価	×	×	×
	環境基準	7.0 以上 8.3 以下	7.0 以上 8.3 以下	7.0 以上 8.3 以下
	日間平均値の最小値	7.7	7.9	7.8
	日間平均値の最大値	8.4	8.6	9.2
	(参考) 年間平均値	8.0	8.1	8.3
生物化学的酸素要求量 (BOD) [mg/L]	評価	—	—	—
	環境基準	なし		
	75%水質値	—	—	—
	(参考) 年間平均値	—	—	—
化学的酸素要求量 (COD) [mg/L]	評価	○	○	○
	環境基準	8以下	8以下	8以下
	75%水質値	4.2	4.5	7.1
	(参考) 年間平均値	3.8	3.9	6.3
浮遊物質 (SS) [mg/L]	評価	—	—	—
	環境基準	なし		
	日間平均値の最大値	—	—	—
	(参考) 年間平均値	—	—	—
溶存酸素量 (DO) [mg/L]	評価	○	○	○
	環境基準	2以上	2以上	2以上
	日間平均値の最小値	4.2	5.8	6.7
	(参考) 年間平均値	7.8	7.9	11
大腸菌数 [CFU/100 mL]	評価	—	—	—
	環境基準	なし		
	90%水質値	20,000	190	17
	(参考) 年間平均値	5,069	105	9
n-ヘキサン抽出物 (油分等) [mg/L]	評価	—	—	—
	環境基準	なし		
	日間平均値の最大値	< 0.5	< 0.5	< 0.5
	環境基準の水域類型	IV	IV	IV
全窒素 [mg/L]	評価	○	○	×
	環境基準	1 以下	1 以下	1 以下
	年間平均値	0.90	0.81	1.6
全燐 [mg/L]	評価	×	×	○
	環境基準	0.09 以下	0.09 以下	0.09 以下
	年間平均値	0.13	0.10	0.068

注1) 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

注2) 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし(■)で示す。

注3) —は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

注4) <は報告値下限値未満を示す。

注5) 75%水質値とは、1年間の測定を通じて得られた日間平均値のうち低い方から数えて75目に該当する値。

河川のBODや海域でのCODの環境基準の達成状況を評価する際の値として用いる。

注6) 水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準

<http://www.env.go.jp/kijun/mizu.html>

注7) 90%水質値とは、1年間の測定を通じて得られた日間平均値のうち低い方から数えて90目に該当する値。

大腸菌数の環境基準の達成状況を評価する際の値として用いる。

出典：「環境基本計画年次報告書—令和6年度版—[令和5年度現況報告]」（令和7年3月、尼崎市）

表 3-95 調査対象区域における水質測定結果（水生生物の保全に係る環境基準：令和5年度）

項目		測定地点		
		海域		
		大阪湾		
		大阪湾		
環境基準の水域類型		尼崎港沖 生物A	尼崎港中央 生物A	瀬門 生物A
全亜鉛 [mg/L]	評価	○	○	○
	環境基準	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下
	年間平均値	0.012	0.009	0.013
ノニルフェノール [mg/L]	評価	○	○	○
	環境基準	0.001 以下	0.001 以下	0.001 以下
	年間平均値	0.00007	0.00006	0.00008
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 [mg/L]	評価	○	○	○
	環境基準	0.01 以下	0.01 以下	0.01 以下
	年間平均値	0.0007	0.0020	0.0008

注1) 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

注2) 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし（■）で示す。

注3) —は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

注4) <は報告値下限値未達を示す、NDは検出限界以下を示す。

注5) 水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準

<http://www.env.go.jp/ki jun/mizu.html>

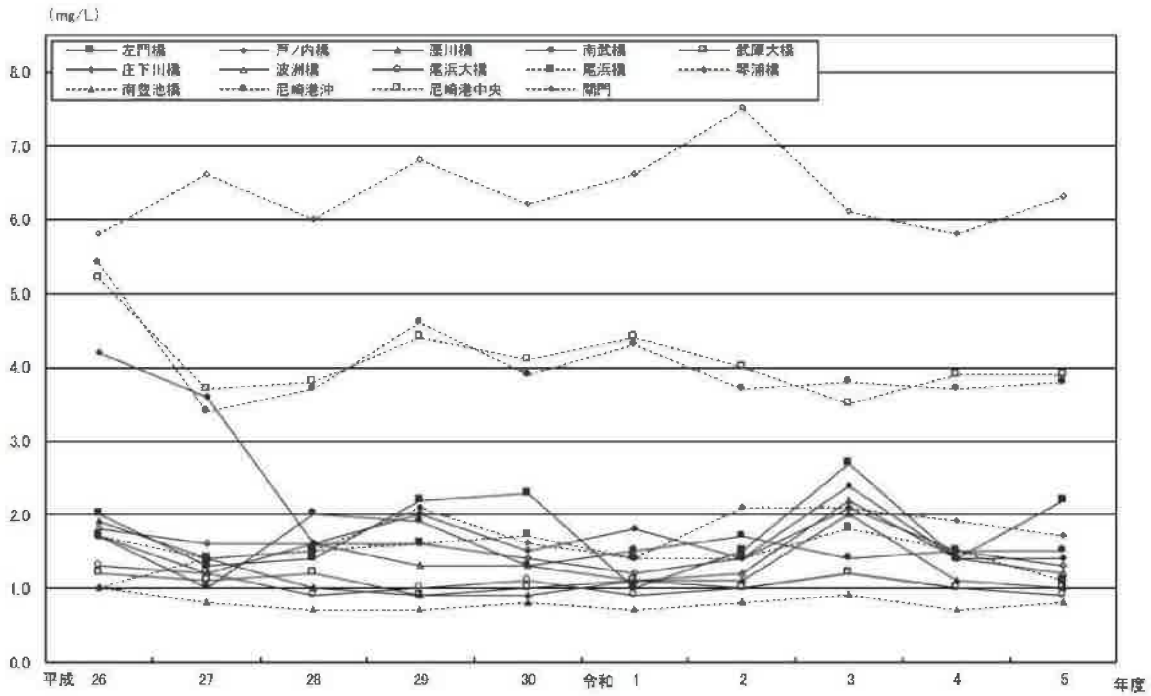
出典：「環境基本計画年次報告書—令和6年度版— [令和5年度現況報告]」（令和7年3月、尼崎市）

1) 海域の COD 及び河川の BOD の推移

調査対象区域における海域の COD 及び河川の BOD の推移は、図 3-49 に示すとおりである。

海域の COD は閘門が最も高く、尼崎港沖と尼崎港中央は平成 26 年度では閘門と同程度であったが、平成 27 年度に低下した後、同程度に推移している。

河川の BOD は、琴浦橋が平成 26 年度から平成 27 年度に高かったが、平成 28 年度以降は全地点でほぼ水平に推移している。



注) 海域については COD の値を示す。

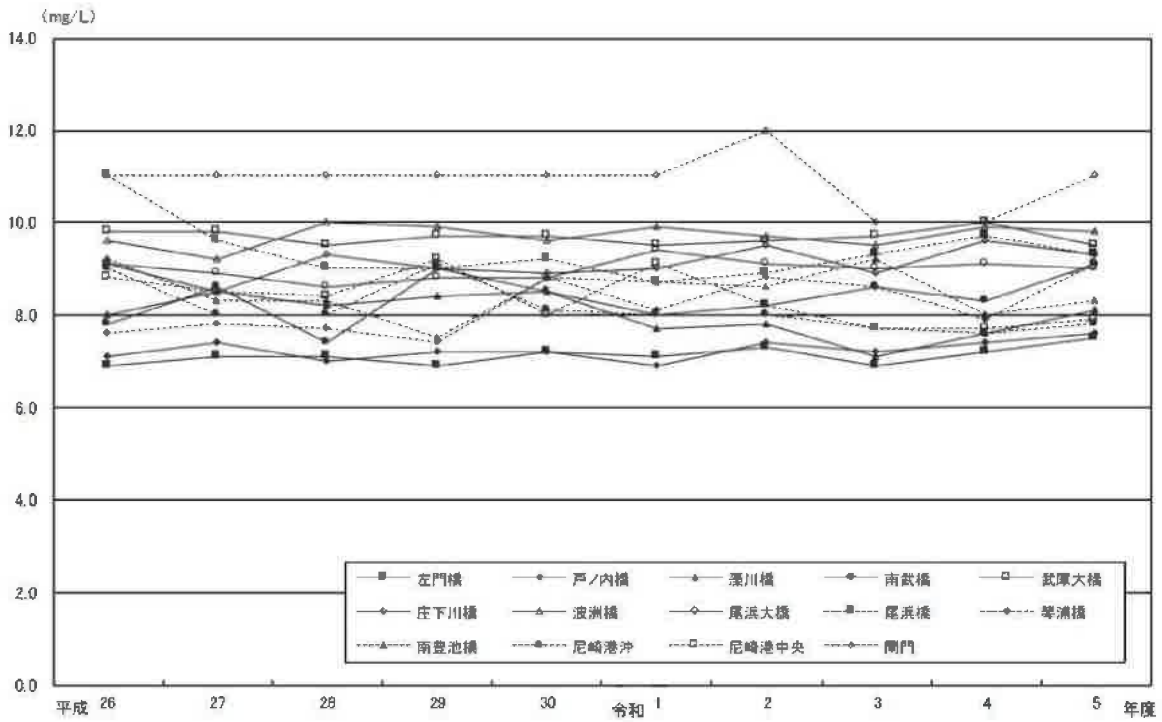
出典：「環境基本計画年次報告書－令和 6 年度版－〔令和 5 年度現況報告〕。(令和 7 年 3 月、尼崎市)

図 3-49 調査対象区域における COD 及び河川の BOD の推移
(年間平均値：平成 26 年度～令和 5 年度)

2) 溶存酸素量の推移

調査対象区域における溶存酸素量の推移は、図 3-50 に示すとおりである。

海域の閘門がやや高い数値であるが、海域と河川の溶存酸素量は同程度に推移している。



出典：「環境基本計画年次報告書—令和 6 年度版— [令和 5 年度現況報告]」（令和 7 年 3 月、尼崎市）

図 3-50 調査対象区域における溶存酸素量の推移（年間平均値：平成 26 年度～令和 5 年度）

3.3.8 底質

(1) 調査概要

調査対象区域における底質調査概要は表 3-96 に、調査対象区域における底質調査地点は図 3-51 に示すとおりである。

調査対象区域では、海域 1 地点及び河川区域 2 地点で底質の現地調査が実施されている。

表 3-96 調査対象区域における底質調査概要

項目	海域	河川区域
調査機関	兵庫県阪神南県民センター 尼崎港管理事務所	尼崎市
調査地点	図 3-51に示す1地点（浚渫土砂の調査）	図 3-51に示す2地点
調査期間	令和元年8月2日	平成25年度～令和5年度
調査項目	有害物質等項目、ダイオキシン類：1季（夏季）	ダイオキシン類
調査方法	採泥器を用いた採泥（表層）	—

注)「—」は不明であることを示す。

出典：「尼崎西宮芦屋港湾計画資料（その2）一改訂一」（令和6年11月、尼崎西宮芦屋港湾管理者 兵庫県）
「環境基本計画年次報告書—令和6年度版— [令和5年度現況報告]」（令和7年3月、尼崎市）



図 3-51 調査対象区域における底質調査地点

(2) 調査結果

① 海域

調査対象区域における海域の底質調査結果は、表 3-97 に示すとおりである。

調査対象区域における海域の底質は、いずれの項目についても、水底土砂に係る判定基準、底質の暫定除去基準及びダイオキシン類の環境基準を満足している。

表 3-97 調査対象区域における海域の底質調査結果

	分析項目	単位	分析結果	判定基準
溶出試験	アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	不検出
	水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.005 以下
	カドミウム又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.1 以下
	鉛又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.1 以下
	有機燐化合物	mg/L	0.1 未満	1 以下
	六価クロム化合物	mg/L	0.02 未満	0.5 以下
	ひ素又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.1 以下
	シアン化合物	mg/L	0.1 未満	1 以下
	PCB	mg/L	0.0005 未満	0.003 以下
	銅又はその化合物	mg/L	0.02 未満	3 以下
	亜鉛又はその化合物	mg/L	0.08 未満	2 以下
	ふっ化物	mg/L	0.5	15 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.3 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.1 以下
	ベリリウム又はその化合物	mg/L	0.1 未満	2.5 以下
	クロム又はその化合物	mg/L	0.05 未満	2 以下
	ニッケル又はその化合物	mg/L	0.01 未満	1.2 以下
	バナジウム又はその化合物	mg/L	0.1 未満	1.5 以下
	ジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.2 以下
	四塩化炭素	mg/L	0.001 未満	0.02 以下
	1・2-ジクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.04 以下
	1・1-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	1 以下
	シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.4 以下
	1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	3 以下
	1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.06 以下
	1・3-ジクロロプロペン	mg/L	0.001 未満	0.02 以下
	1・4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.5 以下
	チウラム	mg/L	0.001 未満	0.06 以下
	シマジン	mg/L	0.001 未満	0.03 以下
	チオベンカルブ	mg/L	0.001 未満	0.2 以下
	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.1 以下
	セレン又はその化合物	mg/L	0.005	0.1 以下
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.035	10 以下
含有量試験	有機塩素化合物	mg/kg	4 未満	40 以下
	水銀又はその化合物	mg/kg	1.1	25 未満
	PCB	mg/kg	0.36	10 未満
	ダイオキシン類	pg-TEQ/g	30	150 以下

出典：「尼崎西宮芦屋港湾計画資料（その2）—改訂—」（令和6年11月、尼崎西宮芦屋港湾管理者 兵庫県）

② 河川区域

調査対象区域における河川区域のダイオキシン類の推移は、表 3-98 に示すとおりである。

調査対象区域における河川区域のダイオキシン類について、庄下川橋は上昇と低下を繰り返しており、南豊池橋はおおむね横ばい傾向で推移している。また、両地点において、全ての年度で環境基準を満足している。

表 3-98 調査対象区域における河川区域のダイオキシン類の推移（平成 25 年度～令和 5 年度）

項目	環境基準	測定地点	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R1	R5
水底の底質 (pg-TEQ/g)	150以下	庄下川橋	43	4.0	3.6	3.6	5.4	17	9.4	6.1	25	6.1	7.2
		南豊池橋	0.46	0.35	0.65	0.74	0.68	0.87	0.72	1.1	0.79	1.4	0.63

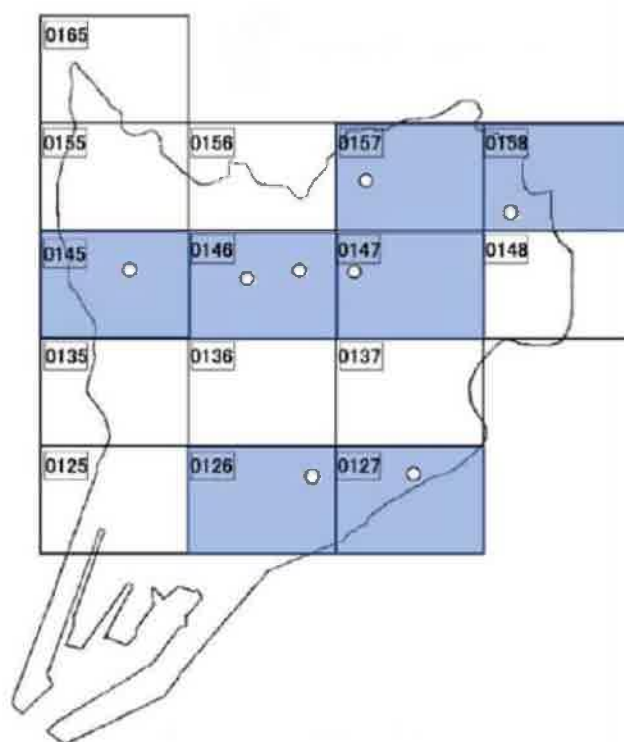
出典：「環境基本計画年次報告書 令和 6 年度版 [令和 5 年度現況報告]」（令和 7 年 3 月、尼崎市）

3.3.9 地下水

調査対象区域の地下水における水質調査地点は図 3-52 に、調査対象区域の地下水の水質測定結果は表 3-99 に示すとおりである。

地下水の継続監視調査が 2 地点(調査地域番号:0126、0127)で行われている。

概況調査ではいずれの調査地点、測定項目ともに環境基準を満足している。



注 1) ○は調査地区を示す。

注 2) 番号は調査地域番号を示す。

出典：「環境基本計画年次報告書—令和 6 年度版— [令和 5 年度現況報告]」（令和 7 年 3 月、尼崎市）

図 3-52 調査対象区域の地下水における水質調査地点

表 3-99 調査対象区域における地下水の水質測定結果
(水質汚濁に係る環境基準の達成状況：令和5年度)

調査地域番号		0126	0127
調査区分		概況	概況
項目	調査地区	北城内	杭瀬南新町
	環境基準		
カドミウム	0.003 mg/L	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと。	ND	ND
鉛	0.01 mg/L	0.001	<0.001
六価クロム	0.02 mg/L	<0.002	<0.002
砒素	0.01 mg/L	0.001	0.002
総水銀	0.0005 mg/L	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと。	ND	ND
PCB	検出されないこと。	ND	ND
ジクロロメタン	0.02 mg/L	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002 mg/L	<0.0002	<0.0002
クロロエチレン	0.002 mg/L	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L	<0.01	<0.01
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01 mg/L	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006 mg/L	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003 mg/L	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02 mg/L	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01 mg/L	<0.001	<0.001
セレン	0.01 mg/L	<0.001	<0.001
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	10 mg/L	1.0	<0.055
ふっ素	0.8 mg/L	0.21	0.14
ほう素	1 mg/L	0.14	0.22
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L	<0.005	<0.005

注1) <は報告値下限値未滿を示す。NDは検出限界以下を示す。

注2) 「概況」は概況調査(本市の地下水の水質の概況を把握するための調査)を示し、「継続監視」は継続監視調査(過去の調査で環境基準を超えた項目を継続的にモニタリングするための調査)を示す。

注3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準について

<http://www.env.go.jp/kijun/tika.html>

出典：「環境基本計画年次報告書—令和6年度版—〔令和5年度現況報告〕(令和7年3月、尼崎市)

3.3.10 地形・地質

(1) 地形

調査対象区域では、地形の現地調査は実施されていない。

なお、概況は3.2.1(1)に示すとおりである。

(2) 地質

1) 調査概要

調査対象区域における地質調査概要は表 3-100 に、調査対象区域における地質調査位置は図 3-53 示すとおりである。

調査対象区域では、尼崎の森中央緑地において、海域 1 地点、陸域 2～28 地点でボーリング調査が実施されている。

表 3-100 調査対象区域における地質調査概要

項目	海域	陸域
調査機関	兵庫県阪神南泉民局西宮土木時事務所 中央開発株式会社	兵庫県 尼崎土木事務所 財団法人 地域地盤環境研究所
調査地点	尼崎の森中央緑地近傍(南側) 海域1地点	尼崎の森中央緑地 ①2地点 ②2地点 ③2地点 ④8地点 ⑤28地点
調査期間	平成18年1月	①平成16年5月 ②平成17年3月 ③平成18年3月 ④平成18年1月 ⑤平成19年8月～平成20年3月
調査項目	地層構成	地層構成
調査方法	ボーリング調査	ボーリング調査

出典：「尼崎西宮芦屋港 尼崎港区緑地 4 土壌調査業務 報告書」（平成 16 年 8 月）

「尼崎の森中央緑地 土質調査及び基盤整備影響調査業務委託 報告書<地盤調査編>」（平成 17 年 3 月）

「尼崎の森中央緑地土壌・水質調査業務委託 報告書」（平成 18 年 3 月）

「尼崎西宮芦屋港 尼崎の森中央緑地 第三工区土壌調査 報告書」（平成 19 年 2 月）

「平成 19 年度 尼崎の森中央緑地第三工区土壌調査」（平成 20 年 3 月）

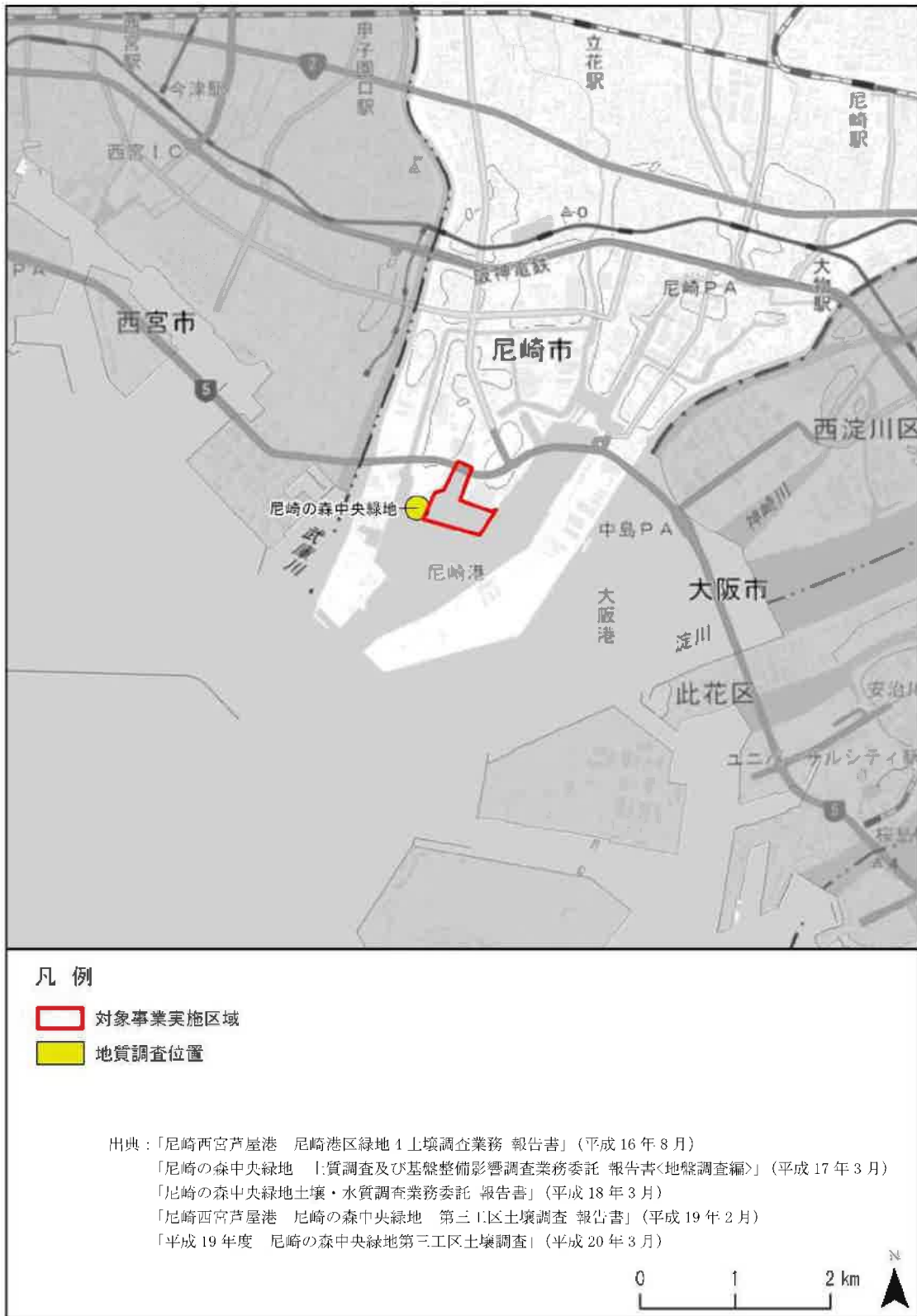


図 3-53 調査対象区域の地質調査位置

2) 調査結果

① 海域

調査対象区域における海域の土質と特徴は、表 3-101 に示すとおりである。

調査対象区域の海域は、粘土層と砂層が互層となっている。

表 3-101 調査対象区域における海域の土質と特徴

土質	特徴
粘土層 GL-0.00m～1.20m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 含水が高く、粘り気が強い粘土が主体となる。 ・ 全体に細砂を混入し、上部は泥土状を呈する。 ・ N 値は 0 となり、非常に軟らかい状態である。 ・ 黒～暗灰色を呈する。
砂層 GL-1.20m～4.70m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 細砂を主体とする砂層となる。 ・ 上部および下部ではシルト分が混入する。 ・ N 値は 0～13 (平均 8) となり、緩い～中位な状態である。 ・ 暗灰～淡褐灰～暗灰色を呈する。
粘土層 GL-4.70m～8.80m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 微～細砂を多く混入するシルト層である。 ・ 含水が高い。 ・ N 値は 0 となり、非常に軟らかい状態である。 ・ 暗灰色を呈する。

出典：尼崎西宮芦屋港 尼崎の森中央緑地 第三工区土壌調査 報告書(平成 19 年 2 月、兵庫県阪神南県民局西宮土木事務所、中央開発株式会社)をもとに作成

② 陸域

調査対象区域における陸域の土質と特徴は、表 3-102 に示すとおりである。

調査対象区域の地盤は、上位より盛土、沖積層、洪積砂礫層が分布する。

表 3-102 調査対象区域における陸域の土質と特徴

土質	特徴
盛土 GL-8.40～-16.30m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置土、礫質土、粘性土が分布する。 ・ 礫質土は、主に礫質土よりなるが部分的に粘性土を挟み不均一である。 ・ OP+0.0m 付近より浅い深度には、硬質の改良土、鉋さいにより盛土されているところが存在している。 ・ 粘性土層は概ね均質な粘性土であるが、部分的に砂質土や礫質土を挟む。
沖積層 GL-30.50～-35.70m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上位より砂質土層、沖積第一砂質土・粘性土互層、沖積粘性土層、沖積第二砂質土・粘性土互層が分布する。 ・ 砂質土層 (As) は、N 値 5～27 (平均的には 10～20) を示し、粒径も比較的均一な細砂を主体とするため、地震時に液状化を生じる可能性のある地層である。
洪積砂礫層 (Dg) GL-31.90m 以深	<ul style="list-style-type: none"> ・ 層厚 6.45m 以上と厚く分布している。 ・ Dg 層の S 波速度は、$V_s=364\text{m/s}>300\text{m/s}$ を示すので、当層を耐震上の工学的基盤と見なすことができる。

出典：「平成 19 年度 尼崎の森中央緑地第三工区土壌調査」(平成 20 年 3 月、兵庫県阪神南県民局西宮土木事務所、アサヒコンサルタンツ株式会社)をもとに作成

3.3.11 地盤変状

調査対象区域における地盤変状の概況は、3.2.1(2)に示すとおりである。

3.3.12 土壌汚染

(1) 調査概要

調査対象区域における土壌調査概要は表 3-103 に、調査対象区域における土壌調査位置は図 3-54 に示すとおりである。

調査対象区域では、尼崎の森中央緑地において 2～43 地点、琴ノ浦高校 1 地点で土壌調査が実施されている。

表 3-103 調査対象区域における土壌調査概要

項目	陸域	
調査機関	兵庫県 尼崎土木事務所 財団法人 地域地盤環境研究所	尼崎市
調査地点	尼崎の森中央緑地 ①2地点 ②2地点 ③2地点 ④8地点 ⑤43地点	琴ノ浦高校
調査期間	①平成16年5月 ②平成17年3月 ③平成18年3月 ④平成18年1月 ⑤平成19年8月～平成20年3月	平成25年～令和5年（年1回）
調査項目	土壌溶出量試験 土壌含有量試験	ダイオキシン類
調査方法	・土壌溶出量に係る測定 環境省告示第18号（平成15年3月）に規定する方法。 ・土壌含有量に係る測定 環境省告示第19号（平成15年3月）に規定する方法。	—

注)「—」は不明であることを示す。

出典：「尼崎西宮芦屋港 尼崎港区緑地4土壌調査業務 報告書」（平成16年8月）

「尼崎の森中央緑地 土質調査及び基盤整備影響調査業務委託 報告書<地盤調査編>」（平成17年3月）

「尼崎の森中央緑地土壌・水質調査業務委託 報告書」（平成18年3月）

「尼崎西宮芦屋港 尼崎の森中央緑地 第三工区土壌調査 報告書」（平成19年2月）

「平成19年度 尼崎の森中央緑地第三工区土壌調査」（平成20年3月）

「環境基本計画年次報告書—令和6年度版— [令和5年度現況報告]」（令和7年3月、尼崎市）



図 3-54 調査対象区域の土壌調査位置

(2) 調査結果

1) 尼崎の森中央緑地

尼崎の森中央緑地における溶出量値の超過範囲は表 3-104 に、含有量値の超過範囲は表 3-105 に、地層毎の超過項目は表 3-106 に示すとおりである。

土壌分析の結果、第一種特定有害物質で指定基準値を超過するものは確認されなかった。第二種特定有害物質は鉛、砒素、総水銀及びふっ素の4項目で溶出量指定基準値を超過し、鉛及びふっ素の2項目で含有量指定基準値を超過した。

地層毎に基準値を超過する項目について見ると、Bk1層で最も超過項目が多かった。

表 3-104 尼崎の森中央緑地における溶出量値の超過範囲（平成 19 年度）

溶出量 (mg/L)	項目	超過値範囲	指定基準値	超過検体数/総検体数
	鉛	0.016～0.030	0.01	2/76
	砒素	0.011～0.18	0.01	9/76
	総水銀	0.0017	0.0005	1/76
ふっ素	0.83～7.7	0.8	47/76	

出典：「平成 19 年度 尼崎の森中央緑地第三工区土壌調査」（平成 20 年 3 月、兵庫県阪神南県民局西宮土木事務所、アサヒコンサルタント株式会社）

表 3-105 尼崎の森中央緑地における含有量値の超過範囲（平成 19 年度）

含有量 (mg/kg)	項目	超過値	指定基準値	超過検体数/総検体数
	鉛	160～750	150	15/76
	ふっ素	4300	4000	1/76

出典：「平成 19 年度 尼崎の森中央緑地第三工区土壌調査」（平成 20 年 3 月、兵庫県阪神南県民局西宮土木事務所、アサヒコンサルタント株式会社）

表 3-106 尼崎の森中央緑地における地層毎の超過項目（平成 19 年度）

地層	溶出量値の超過項目	含有量値の超過項目
Bk1 層	鉛、砒素、総水銀、ふっ素	鉛、ふっ素
Bk2 層	ふっ素、砒素	—
沖積砂質土層 (As)	—	—
沖積砂質土・粘性土互層 (Acs1)	ふっ素	—

注) 「—」は超過した項目がないことを示す。

出典：「平成 19 年度 尼崎の森中央緑地第三工区土壌調査」（平成 20 年 3 月、兵庫県阪神南県民局西宮土木事務所、アサヒコンサルタント株式会社）より作成

2) 琴ノ浦高校

琴ノ浦高校におけるダイオキシン類の推移は、表 3-107 に示すとおりである。

土壌のダイオキシン類は、環境基準を満足している。

表 3-107 琴ノ浦高校におけるダイオキシン類の推移（平成 25 年度～令和 5 年度）

項目	環境基準	測定地点	II25	II26	II27	II28	II29	II30	R1	R2	R3	R4	R5
土壌 (pg-TEQ/g)	1000以下	琴ノ浦高校	4.0	0.91	1.5	2.0	2.7	1.9	1.3	0.93	1.2	3.4	2.3

出典：「環境基本計画年次報告書－令和 6 年度版－ [令和 5 年度現況報告]」（令和 7 年 3 月、尼崎市）

3.3.13 廃棄物

(1) 一般廃棄物

尼崎市における一般廃棄物の発生・処理状況の推移は、表 3-108 に示すとおりである。

焼却対象ごみ量の推移をみると、増減を繰り返しながら近年は減少傾向にある。尼崎市における令和 5 年度の焼却量は 115,280t となっており、尼崎市一般廃棄物処理基本計画の目標値の基準年度である令和元年度の実績と比べ、約 13%の削減となっている。

表 3-108 尼崎市における一般廃棄物の発生・処理状況の推移

単位：t

年度	発生量			処理量	
	クリーンセンター 搬入量	紙類・衣類の 日回収量	資源集団回収 運動回収量	焼却量	資源化・ 再利用量
平成25年	144,653	10,244	8,727	135,374	22,581
平成26年	142,184	9,946	8,289	138,722	22,085
平成27年	141,393	9,300	7,754	141,982	21,067
平成28年	139,736	8,928	7,293	133,860	20,522
平成29年	139,582	8,941	6,431	128,506	20,462
平成30年	142,225	8,862	5,943	134,342	20,236
令和元年	138,877	8,695	5,483	132,579	19,127
令和2年	135,230	8,809	4,846	131,788	18,540
令和3年	132,427	9,395	4,644	127,887	18,746
令和4年	129,029	9,360	4,236	129,293	18,208
令和5年	120,597	9,312	3,928	115,280	17,628

出典：「環境基本計画年次報告書—令和 6 年度版— [令和 5 年度現況報告]」（令和 7 年 3 月、尼崎市）

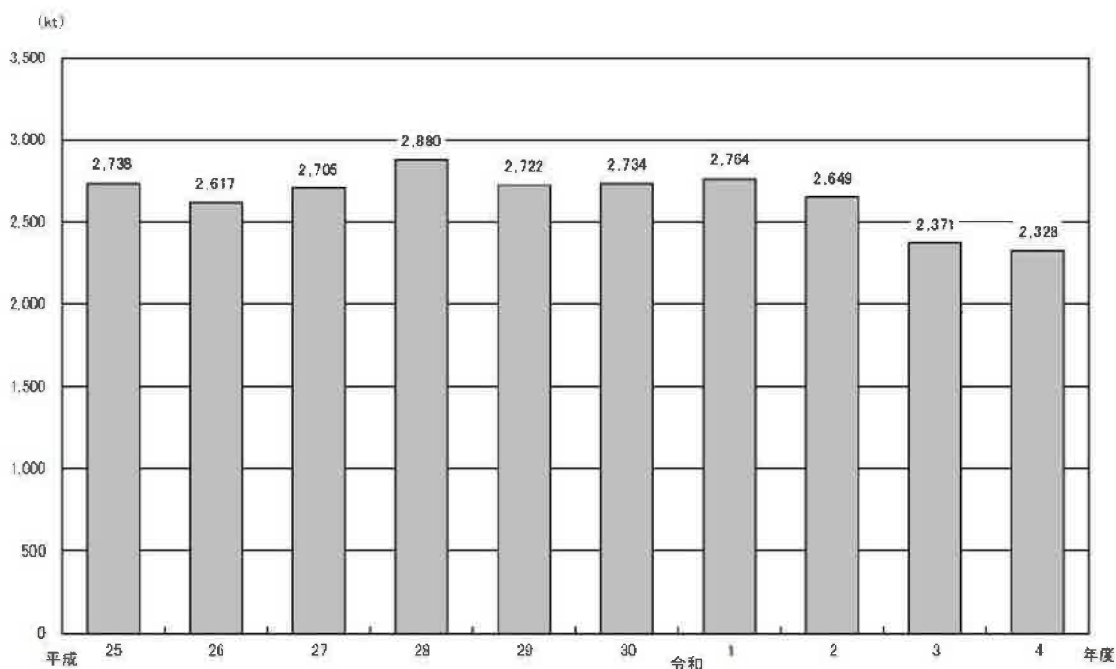
(2) 産業廃棄物

① 産業廃棄物の排出状況

尼崎市における産業廃棄物排出量の推移は、図 3-55 に示すとおりである。

令和 4 年度の尼崎市市内における多量排出事業者^{注1)}は 101 事業所（公共施設を含む）である。市内の多量排出事業者から出される産業廃棄物は令和 4 年度に 2,328kt となり、令和元年度以降減少傾向にある。

注) 前年度に産業廃棄物が 1,000t 以上または特別管理産業廃棄物が 50t 以上発生した事業場を設置している事業者



注 1) グラフの値は、多量排出事業者が排出した産業廃棄物量である。なお、市内の産業廃棄物の約 80~90%は多量排出事業者が排出したものと推計される。

注 2) 多量排出事業者実績報告書の性質上、前年度の排出量によって提出する義務が発生するかどうか決まるため、各年度により母数にばらつきが生じ、数字に変動がある。

注 3) 令和 6 年度の多量排出事業者実績報告書（令和 5 年度実績）に関しては、集計中であるため令和 5 年度の集計結果（令和 4 年 実績）までを掲載している。

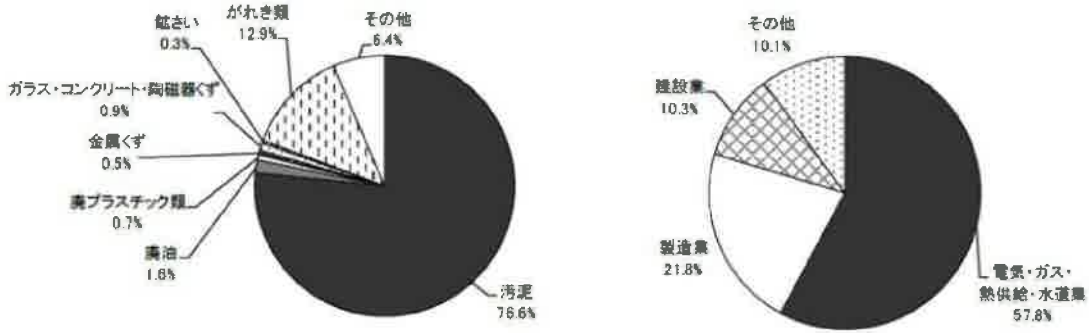
出典：「環境基本計画年次報告書 令和 6 年度版 [令和 5 年度現況報告]」（令和 7 年 3 月、尼崎市）

図 3-55 尼崎市における産業廃棄物排出量の推移

② 種類別・業種別の産業廃棄物の排出状況

尼崎市における産業廃棄物の内訳は、図 3-56 に示すとおりである。

産業廃棄物の種類別排出量では汚泥が全体の 76.6%を占めている。また、業種別排出量では、電気・ガス・熱供給・水道業から出る産業廃棄物が最も多く全体の 57.8%、次いで製造業から排出される産業廃棄物が 21.8%で、この 2 業種で全体の 79.6%を占めている。



注 1) 令和 4 年度尼崎市多量排出事業者実績報告及び管理票交付等状況報告書より算出している。

注 2) 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

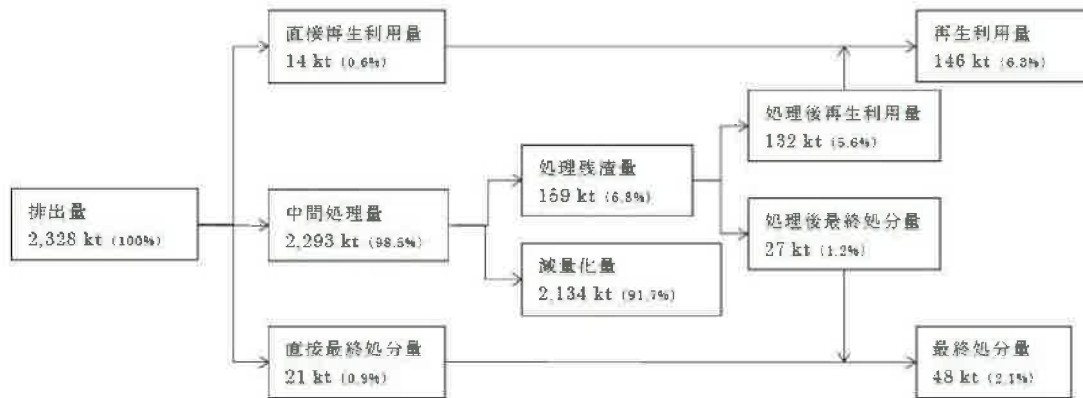
出典：「環境基本計画年次報告書—令和 6 年度版— [令和 5 年度現況報告]」（令和 7 年 3 月、尼崎市）

図 3-56 尼崎市における産業廃棄物の内訳（種類別・業種別）

③ 産業廃棄物の処理の流れ

尼崎市における産業廃棄物の処理の流れは、図 3-57 に示すとおりである。

総排出量のうち 91.7%が減量化、6.3%が再生利用されており、残りの 2.1%が埋立処分されている。令和 3 年度と比較すると全体的に減少傾向となっている。尼崎市の場合、汚泥の排出量が最も多く、汚泥は水分を多量に含んでいるため、脱水などによる減量化量が多くなっている。



注) 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

出典：「環境基本計画年次報告書—令和 6 年度版— [令和 5 年度現況報告]」（令和 7 年 3 月、尼崎市）

図 3-57 尼崎市における産業廃棄物の処理の流れ